## 中国における青少年犯罪の現状及びその動向

北京大学法律系教授であり、北京大康

樹

菙

一 青少年犯罪の現場

昨年

て講義をして頂いた。

授をアジア法担当の非常勤講師として招き、中国憲法につい

康教授の目下の研究領域は犯罪学・少

(一九八八年) 一〇月から本年三月までの六か月間、

学犯罪問題研究センター主任である。一橋大学法学部では、

原樹華教授は、

現在、

五. 当たる。 以上は大陸に残った国民党のメンバ 種類の刑事事 示した。 四 い 人による犯罪はすくなかった。 までの犯罪状況は、 ては、 九五〇年より大幅に減少した。 九年から社会主義による基本改造が終 中 五億で、 華人民共和国 例えば、 社会秩序は良好状態であった。 摘発され 件は 刑事事件の数は総人口の一万分の た刑事事件の Б. 全国の刑事事件は一九 が 成立 以前と比べると急激に減少 万件あり、 して からの最初 青少年による犯罪 犯 罪 1 治の. 九五 九五〇年に全国 であっ 特に 九〇パ 〇年 五二年 っ の た — 建国 た。 の 七 1 九 総 ゎ 九 の 年 がもっ 普通 そ 五 蕳 · 二 に 人口は 傾 セ の ント 向を 六年 の れ 12 各 九 が お

留学生の王雲海、

郝紅宇夫妻の協力を得た。

講演原稿であるためである。なお、

2た。(村井敏邦)文末の注については

も最小限にとどめ、できるだけ原文のまま掲載することにし

村井の責任で若干手を加えたが、それ

統計の出典等について明示されていないところもあるの

監修という観点から、

間を利用して、一日、中アジア法講義も終了し、

中国の青少年犯罪の状況について国際

帰国までの比較的時間に余裕のある

切角の機会であるので、

などの著眥も出されている。そこで、

年)』『青少年法学概論(中国政法大学出版会・一九八六年)』年法にあって、『青少年法学(北京大学出版会・一九八六

(三月一三日)の講演原稿をもとにしたものである。日本語の交流セミナーにおける講演をお願いし た。以下は、その時

は

ゎ

の

罪 3

は

主 九

な

情

勢

いから まで

まし 建

七

车

尧

六

年

社

一会主義

設

期

12

青 刑

莎 事 九

の

傾

卣

73 が Ŧi.

あ 国

た。 犯 か

例

えば、

九

Ŧi.

年

全

国 ζÀ

の

件 増

そ

あ

万五

で

人

口

総

がは六

七二 八

全

の

発

4 百

数

人 各

で

万

の二

九

で 億 犯

あ で、 罪 12 時

っ

\$

良

九六〇年、

全国 莋 荏

の が

種 П 時

類 比 0)

の

刑

事

事 分 数 九 見ると、 の

件は二〇・

九万件

で た。 犯 数 加

外国

の

有

名な方が

中

玉

を訪問

した

た時、

青

少年に

よる

犯

件数 要す 全国 で、 二件で Ŧ. 事 15 Ø 六 る 專 犯 DQ 七 る ρū 罪 ٨ りまで、 0 が あっ 非は二 億 総数 Ä 九 П K 億 各 カン 種類 Ħ. の П Ŧī. で、 比 た。 五 次 九 の二〇~= で 的 が 万 全 五. 犯 の 年 犯 国の 罪 刑 犯 分 0 罪 Ó な 万分 九 全体 地 罪 车 全体発生件 事 人 の をお 年ごとの П 位 四 か 事 五 存 の三・ 発生 総 Ŧi. 3 五年に全国 IC 数は は パ あ こした。 Ħ. Ď, 九 侢 1 に当る。 七で 数が 五六 数は一 八万件 犯 乜 罪 ント 重 大な問 発生 年  $\equiv$ そ あった。 の 人 万分 一億で、 刑 る当. で П を占めただけである。 つまり、 0) 一件数は 事 比 社 会主義 題 時 そ 事 の 二 ・ で 犯 伴 12 の 青少年 平 年 九 万 罪 は二三万件 ならず、 万人 八 均二九 基本 Ŧ. 全 分 の 六 K ٨ 体 の i 当 年 の 改 発 四 刑 ょ 中 万 造 る は の 生.

部

に

た

の の たる。

ح

類刑 数は 全国 人口 ると の 比 七 っ 事 辟 各 かゝ 事 万 の ら見ると一 伜 分 人 種 億 は二 類 の  $\Box$ 総 で、 三・二に の 刑事 数は六 Ŧ 万件 人 万 П 事 分 5 当たる。 比 件 の カゝ は = そ ら見ると一 一億で 匹 の • 五. 年 万 件 九 に あ の 当る。 で、 バ る 人 万 四 カゝ ح 年 5 分の三 総 数 の の 全国 年 九 は の 六 七 人 Ŧi. 億 の か ら見 П 年 で、 各 種 総 の

事

事

件

。 の

数は二

四

|| 万件

で

そ 年

の

年

Ó (台湾

ゎ

が

玉 を

の

人口

総

数

は

な

か

た。

九

五二

全国

除

て

の

刑

そ

道徳 天津、 よる 年 件 の 六 で、 か B 時 犯 総数 瀋陽、 真 期 万人 全体の三八 Ŧ. 数の三〇一三 犯 時 年、 罪 重 期 た 面 大な社 目 の の青少年 0 の の 件 民 一万分 青少年 福 犯 に で 守 牁 数 罪 が あ 会問 自 ゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚ は の っ 覚的 変化 鄭 Ŧī. た 1 た。 の の K よる ح 中 揃 題 の パ セ で、 ント の が 社 に K に 1 非 会主 法 刑 の な は、 九 セ 時 らな 常に 社 律 を占めたが、 六 九 事 ン 期 会の 二人だけ しか 犯 ŀ つ لح 12 義 制 紀 激 罪 の か を占め お 秩序 律 :占め 都 度 が 2 し **ኒ** ን を守 て ے 市 た カン の た 長 や道 が な の の っ 統計 六 刑 所 犯 かゝ 六 北 に た けずぎ 徳 罪 つ つ 京 事 が、 が 風 を た。 の の 犯 表 15 習 社 犯 青 都 都 よると Ŀ な 罪 ゎ 海 小 れ が 会 L つ 市 市 か の た 全 年 最 た。 ま の

と言ったことがある。 が 少ないことにびっくりし、 々 に信じられない程度に減少し、 彼らは、 世界の奇跡を造っ 中国 の 犯 罪 の 数 た が

の

パ 二、二五九人であり、 この六つの都市の刑事犯罪を起こした青少年の数が を占めたが、一九七五年になっ の か 五倍と激増した。 1 っ 調査資料から見て、 北 が 一二、六〇五人に達して、 治増加 セントを占めることになった。 た。 特に青少年による犯罪が激増した。 かし、文化大革命以降、 一九六五年、 上海、 がすれ ば増加するほど、 天津、 青少年 瀋陽、 刑事犯罪の全体の三八パ 以上の都市 刑事犯罪の総数の七 犯罪 福州、 状況が大きく変わった。 て ゎ から、 が顕著に増加 の青少年犯 が国の社会問題 鄭州 この一〇年 青少年 この わ れわ 六つのの 罪 犯罪 れは Ó 1 の したとわ が総数は 間 五 定にな 乜 Ŧ. · 五 総数 ント やは 15 都 犯 市 っ

国

の

事

Ì

セ

九七九年まで全国の年毎の各種の刑事犯罪件数は平均五 七万件で、 が絶えずに上昇した。 全国のここ数年来の状況を見ると、 全国の各種の刑事犯罪の総数は七五万件で、 総人口の 万分の六・ 統計によると、 五に当たる。 青少年による犯罪 九七七 年 この年 九八〇 から一

九

四

スコ

乜

ントを占めた。

一九八三年と比べて、

青

少

分の七 平均犯罪率 類の 年犯罪の数は、 全国 犯罪総数の七〇一八〇パ の 総数が一〇億人に近く、 刑事犯罪の総数は七九・ |の人口 六に当たる。 が 一万分の七・ は 八〇年代になったばかりの三年目 九 八 (億で、 一九八一年、 四 この人口数で計算すれ K 八万件で、 総人口 なっ ントになっ 全国に発生した各種 た。 の平均 け 九八一 れども、 犯 率 年 の ば 青少 っの人 刑 万

には、 以降、 好転 た省は二つで、 を示したのである。 えられる。 あった。 ト以上減少した省は八つで、四○パーセ 全国の二つの省と一つの都市を例外とし、 一〇パーセント以上減少した省は七つで、 も目立った。 刑事犯罪の件数が減少の傾 九八三年に刑事犯罪にひどい打撃を加 わが国の社会秩序がよくなることを証明したと考 全市の青少年 これらの事実は刑 それ以降、 五〇パーセント 人民たちは大変喜んだ。 例えば、 犯罪の摘発件数は刑事犯罪総数 青少年犯 事 北京において、 犯 記罪率が 罪 以上減少した省も二つで 向になって、 にひどい 漸次減少する ント以上減少し 10% 打撃を加 犯罪発生率 統計によると えた以降、 社会秩序 九八四 1 るの六 傾向 えた セ 年 全

罪 ちに、 えば、 めた。 強 Z 11 パ が 青少年による犯 事 に増えてきた。 刑 姦 年に比べ <sub>の</sub> 1 ö 犯 によると、 Ŧī. 事 摘 九 罪 ú 主体であっ 乜 一発件数 八四 しか 犯罪全体の七三 北京では 1 重大な窃 重大な刑 にひどい 事犯 ኑ ì セ 年 ると六〇パ 増 ント セ 気は刑 罪 加 į た。 罪率 特に でした。 の三六 九八三年と比べて、 全体 ١ 盗などの 事 減少した、 打撃を加 一九八五年にお を占めた。 犯罪の件数が 九八五年以降、 事犯罪総数の六二・二パ 重 が の七三・ 1 大な刑 九八五年に摘発され 青少年に 急激に減少した。 • 八 罪種 がえた以 セ 四 ント パ パ 一九八四年、 強盜 莂 事 九 ì ł いて、 犯 降 の 増加した。 乜 よる犯罪 パ 乜 ント が 中 九八四年より五七 罪 刑 ントを占めた。 1 八二・ 青少年犯 良好状 が 事 15 乜 犯罪 大幅 増 全市の刑 ント 青 全市 は 一九 加 少 六パ 殺人、 た背少 件 態 に至 Þ 1 し 12 年 は た。 増 数 。 の 罪 八 に 乜 犯 1 四 事 えた。 青少年犯 率 な 9 が ン っ 罪 強盜 年犯罪 刑 そ いって、 犯 日 ١ 年 た。 セ は を占 ント が 九八 増 の統 事 の 罪 六 九 ŝ 例 刑 犯 率 し

**盗、** 

り

なっ トとなっ 姦が六五・二 てから、 た。 青少年 上海と天津 パ Ţ 犯 乜 罪もだんだん上 とト などの大都 となって、 殺 昇 市 してきて、 깄 は が 九 五. <u>つ</u>べ 八五 年 Ì ic セ

年犯

率

が

パ

Ī

セ

ŀ

減少した。

も う 一

っ

の

例

لح

強

て、

天津

. っ 六

九八三

年

め ン

統計によると、

当

军

の

青

少

年

ン

三・二で、そのうち少年犯罪率 ほとんど二倍前後増えてお 九八一年の青少年犯 た。一九八七年の青少年犯 を占めており、 殺人、 青少年による犯罪は犯罪全体 九八七年、 強 姦 我 傷害などの犯 九八七年の青少年犯罪率 が 罪率の X の 青少年犯 5 犯罪率の 万分の七 罪 特 が に罪種 ĺż 0 罪 万分の一三・二を 七 万分の が 应 絶 九八六年より えずに 舸 四と比べると、 三 は 15 みると、 万分 七とな 1 増えてき 乜 増 の ント 強 加

て、

つ

か

の

新情勢と

新

動

向

が 現

ゎ

れ

た

所持、 七パ した。 と増えてきた。 人 強盗が六九・二パ 1 逮捕者数の増 台湾人、 セン 上狙 トと増えており、 増加した罪種をみると、 朩 銀行、 1 コ 加した罪種をみると、 セントと増えており、 ン人に対する窃盗とな 商店などの窃盗、 傷害が一八・ 攻撃的 中 七パ 殺人が一六・ 国 九八六年よ な武 て に I に来た外 乜 ント る。

となって、

重大な窃盗が七三・

五

パ

1

セ

ン

ŀ

となって、

が

: 短期間

に消えな 罪

**ኒ** ን

と考えられるので、

青少年

袉

罪

ít

青少年犯

の

現状からすると、

青少年犯罪の

社会要因

国

ると、 扣 は 全体の一万分の一三であると計算すれば、 係だけで見ると、 と比べて、重大な犯罪件数が で 現状は 青少年犯罪が一二、〇〇〇人にも増えると考えられる。 あろう。 カン また、いろいろな対策作用を別にして、 らも依然として高水準を維持していくであろう。 一九八八年始めの三か月を一九八七年の同じ "改革、 事実はその通りで 開放 一九八七年の青少年犯罪が青少年人口 の情勢の下で避けられないこと 三一・六パー あって、『法制 セ 日 九八八年に 人口との関 ント 報/ 増 に 加 時 ے 期 ቷ

(一九八九年、  $oldsymbol{\iota}$ に 現在の青少年の年齢層は一〇年ほど維 九八八年のわが国 九億人で、青少年犯 と考えられる。 なると推定される)、 数はこ れ か B ō 九九〇年青少年人口が二・ 何 [の青少年人口は三億になっている。 7年の間 の傾向は注意しなければならないと 罪が一万分の一三・二を占めた。 青少年犯罪の総数には には 減少の傾向が見られるが 持 し 九億 て 変化 いっ ぐら < が か ے B な ሁን

Ì

なぜかと言うと、

一九八七年の青少年の人日総数は二・

## 青少年違法犯 犯罪の新 い動 向

公安局が処理した少年犯罪者の中には、

と比べて一・

六

パ

1

乜

ント

増加した。

九八七年北

時

期

四

罪

で

重大な刑事

犯 京

な勢いのため、 年代と六〇年代より、 大量の資料 が証明したように、 青少年の犯罪は以前と比べて、 大変変化 した。 改革や開 すなわち、 放など 特に それ の Ŧī. 活

新しい動向を示してい

. る。

に

変化

犯 玉

の三五・六パ は 者の中で一八歳未満の少年犯 なくなっている。 た。一般的には一○歳から一二歳に至るまでは、 罪の年齢は、 でもそうである。 することは、 b . の 青少年の犯罪年齢は低くなってい 2 セ ある。 逮捕 ント 年齢期である。 の年齢期で、 犯 され 增 罪年齢は低年齢化 加した。 一三歳から一五 1 た 今の世界では、 五〇年代と六〇年代より二、 セ 一九八七年、 一五歳から一八歳までは、 七〇年代に入ってから、 ント 七歳以下の少年犯は、 例えば、 その年齢期 を占めた。 に 歳までは、 一九八 は一 奢 向 わが国 しい を過ぎると、 カゝ 九八〇年より五 一九八四年 っ 八五年に てい 特徴である。 る。低年齢化 |で逮捕 法律に違反する 青少年犯 る は、 三歳低くなっ 青少年違法 犯罪 され ゥ そんな酷 同じ 北 不良行 罪総数 京市 た犯 わが

の

Ľ°

ì Ľ°

ク 1 為

0 発

未満 嘉定県公安局 盗犯 ある。 ちは、 犯 河 ナ 実行する。 六 は セ 1: パ ō ·增 南 Ź をそれぞれ 1 年 えた。 者 んは なるもの Ŧ. は二三・ た 省では、 フを持っ より一八・ セ ので 地 ント の 傷害した犯罪者は、 四〇・ニパ 般的 中 三パ X. 重大窃盗した人は一 一で逮捕 その ある。 強 に 増えた。 は 7 は 占 五. て には、 姦された被害者は、 1 三パ 三パ あ 찡 中 九八七年には 故意的に セント っ 馬陸、 たの 1 で、 これは、 1 ප් ñ たと報告してい 七歳未満の少年犯 乜 セ 結合して、 逮捕された少年犯罪者の中で強盗 1 殺人犯 た二五 である。 ント、 である。 ン 乜 華亭、 **!** ント、 人を傷害し、 ントを占めた。 だいたいけんか 九八六年より一二パ 人 窃盗犯は三〇・ は 三 -重大刑事 Ħ. 強姦した人は二六・八パ ゟ 朱家橋、 その中で、 凶器を持っ パ 一九八五年より だい 犯 1 九八六年に、 犯罪者 る。 セント、 七パ たい 罪 犯罪で逮捕 重 しっ は 封 逮捕 者 傷を負わ ちばん若い 浜、 ì が などの原因で、 少女と幼女で て犯罪行為を 強盗した人た 四 全部 傷害した人 セ 数 嘉 上 ン 五. は ١, 定鎮 1 七00 された 海 1 せ 八 九八 市 た • セ セ Ø 歳 な の 強 ン 1 Ŧi. ン し

は、

段と早く進むのであろう。

が低 問題を深刻に受け止めず、 教育の進歩や、 ることができないならば、 ることである、 られる。 例えば、社会生産力の発展や、 いると考えられる。 年齢: 少年と幼児の早熟などは、 少年犯 少年と幼児との早熟は、 化へ向かうことである。 罪 が 第二は、 全社会の物質生活、 低年齡: 第一は、 少年早熟ため、 化になっ 青少年 または、 少年 その原因としてとり 科学的 た原因 の もしわれ ゥ ふたつの 犯 それをうまく処理 智慧 文化 罪年 な技 青少年 精神 は複 が 齢 ゎ 早く発展 意義を持 術と の れ 生活 雑 低 犯 が か、 で 年齡: 罪 の あ そ 牟 しう á って 向 文化 る。 す 化 の

犯

罪

者

の三一 Ē

1

セ

の

ため

逮捕

2

れた人

が三九七人あり、

処理

合され

た

少年

の

は

八

歳

の

ふたりで小学生だっ

た

矛盾、 志の との矛盾、 と考える。 理 て、 生理と心理 具体的に の 要求と両 発育と心 ひましに ろいろな矛盾が生じてくる。 周 青少 性 あ 親 知 が、 がおよ 衝 年 増大する 理 のように、 動 非 の Ó 常に 的な要求と道徳およ U, 主観的な原因 発展との 教 物質 師 変化する時 青少年 K 矛盾、 対する依頼 の 欲 の を分析する必 は望と現, 性感と意志行 期 成熟の時期は 例 であ び法律と 関 えば、 係と 在 る。 の 経 独 一要が の そ 済 為 矛 立 青 の れ 矛 条件 ٤ 盾 少年 の 12 あ の 意 ょ る

生

っ の

などが なけ 二 農村 'n あ ると ば ゎ 青 沙年 えられ 洂 年 洍 は 罪 犯 が ,罪に走りやすくなるの 急速に上昇した このような矛盾 正 で 確 ある。 に 解 決

る。

を

た。

四 八 O, は二五 と年ごとに上昇 例 これは、 年に、 一年 えば、 1 は二八 セ ゎ 天津 1 最 ン が ノペ 玉 ١ 也 近 ント、 市 K 1 0 の 農村 青 の の調 セ する傾向 ント 莎 ぼ 年 査で、 っ の た。 犯 青 であったが、 九八〇年二六パ 罪 莎 がら 天津市 別 。 の 年犯罪は、 あるとわか の調 種 郊外 査によっ の 新 急速 九八二年急速 ì 2 の セント、 た。 刑 い て、 事 に 動 向で 上昇 犯 一九 九 罪 七 it あ

四

は | | | | | |

海

南島

刑

犯

にひどい

したので社

影響を与

えて

い

る。

年

ゎ

で は

活の 年

がよくなっ

た。 事

けれども、 罪に

近年 打擊

は

農村

の

書

して、 九七七 七 年間 车 乜 က် 殺 九 犯 年に 七 罪 で あっ が激 農村の青 ŧ は 強盗 九八三年 年の農村青少年 海 た が、 南 強 少年 :島で発生した重大な だんだ は 姦などの ற் 七 九 犯 七 七 罪件 h バ 九年のそれ 犯 刑 罪 ì お 事 数 の全体 乜 おくなっ は 事 ン 件 ١ 刑 位 K は の が 割 なっ た。 事 増 に なっ 事件のな 加 四 合が三六 七 た。 海 し た。 た。 南 前 島 そ か 後 で

農村の

青少年による犯罪

は六〇パ

1

乜

ントを占め

ま っ

犯罪 た。 いと言わなけ た。 が、 中 犯 が 罪総件 件数 会議に 華東地 それ 国 国青少年犯罪研究学会及 そこで、 一九八三 の 青少年 は の 数 割 参 X 年 の第一 加 |農村青少年犯罪問題学術討論会議| 農村青少年犯罪 合 れ 犯罪 した人々は次 ばならない。 E 九八〇年 が には、 位に変化した。 以 の総件数に占める農村青少年 七 前 の低 に六 七 5の変化: 六 九 のように指摘した。 び安徽省 だ い 状況 から、 パ 七 1 状況 か それが社会治 セ パ 5 法学会は、 1 ン 九八五年 は ŀ セ だんだん青 までに 非常に激し ŀ を を開 黄 五 占 安に Ė 上 よる 昇し Ш 月 め

兄弟 てきた。 犯罪 地区 農 ٤ 9 た。 Ó 村青少 Ŧ. などが多 うの 一の調査 八 農 九八三 即ち、 쥒 特 の パ 年犯 色が 1 の 点 集団 か によると、 で セ 罪に 集団 年 まずは窃盗事件のことであ ント っ は -の四〇 犯 都 たので は、 罪 市 犯 罪で 増えてきたとわ ゟ Ė パ メ 比 主に以下 九八四 べ あ 1 ン ると バ る 乜 の ン 1 は注 ŀ の二種 異 年 12 は なるようで か は 一 目 5 か 九八三 දු 類 血 っ る。 た。 九八四 れ の 縁関係 る 事 ように 農 年 福 件 あ 年前 村 建 に が 青 比 省 増

年 年 る 岩 年来、

農村経済

改革の情勢発展

の

ス

۲°

ì

١,

が

速

い

で

ある。

した農村経

済管

理

体

:制に合わなくなったことにある。

近

れ

残虐で 比較すると、 九八八年の輪 査 はえた。 によると、 9 九 姦事 また初 農村で発生した強姦事件が、 九八 件の件数は、 年以来、 八八年 ののて犯 には 罪 強 五 姦犯の手 をした人は増 0% 一九八七年の三 1 乜 П には以 ン 1 えてきた。 前 増 九八七年と 倍に 加 より悪質 し なっ 調

た。 |増えた原因 |査資料について分析すると、 は 主に、 管理 エ 作と思想 農村青少年 政 治 袉 工 罪 作 が が 変化 急速

ない 3 面 することへと変っ か O 農村生産責任制 労働 方法も足 K くつ ので、 大きな役割を果してい 個人としての経営請 生 か 産 政 りな の の 治工 問 形式は著しく変化 題 の 作 た 実行と各種専業の出 が また、 このは、 生じてくることに対 少管 理 農村 質制の る。 あ I. 作面 る農村組織 経済発展 した。 では、 かしこの ある専門の労働 過 現に伴っ ح` 一去の は役割をよく果 して認 P れ ような変化 農 15 集団 民 識 て、 合う措置 0 に従事 労働制 が 積 足 農民 極 ŋ カゝ 性

> 7 少

(三) 性 青少 年 犯 罪 の Ŀ 昇 の 傾 向

少

玍

犯

罪

第二種

の

煩

型

上は、

強

一姦事

件

が

急速

に

年犯 どい 犯罪 女性青少年 これは、 罪も上昇して は、 と上昇した。 とが明らか 者の二〇一二 してはない。 発展し 年 お ば 四 り 犯 罪者は、 パ 打撃をしてからも、 のうち 九八三年 罪が I 九八三年以 パ 九八六年と一九八五年との間で発現した女性 Ť 全部の Ī 一九八二年よりそれぞ セ 犯 ント にされ い 乜 全青少年犯 \_ O 罪 それ 天津の調 ح る しっ 五 以 ン 類 刑 ぁ ・と急速に 勈 ŀ る。 来 パ パ 型は た。 前 前 Ŀ. 事 1 どころか、 向 1 事 昇 例 が の セ セ わ 罪者 現 過去の 伜 査によれば、 しかし、 ある市 えば一 に増 ント ントを占めて が してい 九八二 . 三 ・ ゎ 国 わが国の女性青少年 の六四 · が 二 れ 加してい の 女性 る。 た 九八六 の かえって増 女性青少年犯 一年と一 ñ 刑 五歳以下 Ĵι 特 そ ・ニパ 九八三年以降、 務 パ 有 'n 七 年のの 1 近年来女性 る。 所在監中 い どころ の 九 乜 る。 犯 前 八三 上 ン 1 の えてき 罪 半年 女性 罪 ŀ セ 海 刑 年 -の女性 カゝ か 1 を占めた。 ント の 犯 事 が :ら男 iċ 青 罪は セ 譋 に で た。 犯 す 近年 女性 比べ を占め 少 査 四 あるこ 罪 べ ン 年犯 ŀ 青 例 減 て 15 に 青 る ょ 罪 少 Ż 少 47 の

学生犯 罪 は 急速 に増 加 てい

なかった。

在

わ

が

学

生

犯

罪が

著

増

合えて

いっ

る。

四

年に

裁判を受け 国の学童

た学童・

学生犯

数は三一、

年 類型 年間 少年 校 の 学 の Ŧ. 9 は、 加 セ ல் 籍 同 していた。 ントを占め 四 時 合 、年よりそれぞれ五○パー に 无 を除名され からみると 全青少年犯罪総数の八三パ 九八七年にした学童・ 期 1 セ 九八六年より四・八パー カュ が 裁判を受けた学童・ 人であっ ない 極 の | |-| |-めて ント 学 ており、 た。 北 生、 高 て ic 強 九八七年に発現した学童・ 京など おり、 盗 \_\_ 増えてきた。 しゝ これ 一月の学童・ ある 五. 傷害、 1 わゆ 退学落 は全刑 あ 九八二年より三二パ しっ 1 乜 学 は 学生犯罪の調査によれば、一 ァ ト 地 乜 ―三月に全国に発現した二 方 登 á ント セ 流生 主 1 第の 学生犯罪者は一 の 校拒否の学 流失生とは、 北京地区では、 ン (
はなどの犯罪 の を占めた。 セント上昇してお 事 <u>۱</u> 事 新 増 犯罪者は七 セント 外件総数 ١v 加 わゆる流失生犯 した。 を占めた。 広 学 重 生をいう)。 の すな その 六九名 人数が 州 1 大な社会問 1 生 七 九八 乜 市 の 乜 わち学 九八五 ント、 公安局 5 ント 中 犯 六 犯罪 「であ 12 四 罪 パ 罪 は 年 九 青 1 者 増

年

題

なっ

八四

年

の

れ

1

は流失生であ 院と同じ) を占めた。 九五 の 名 資料に る。 北京市少年 の少年 ح よれ 犯には の 重大な問題 犯管 ば 流 教所 少 失生 年 は人々に 袉 の **(だい** の 一 割 合 八人 たい が 注目されるべ 七 あ Ħ たり 本 の 1 少年 乜 ン

きである。

(五)

集団犯

罪

増加してい

七歳以下 ○で、 らの 分析によると、 省に所属する七 青少年による よると、 の一〇省にお 加したのは窃盗 八六年より二〇・三パ た二六五人の集団のメンバ 九三・一パ からな 犯 九八七年に全国に 集団数の 罪集団は八〇パ その中 の っ 少年 てい 犯 1 いて摘発された七七八人の強盗事 二五歳以下 罪 たので 集団、 0 に二五歳以下 か セ らな ント の の 県で摘発され 九四 ·ある。 1 1 ì を占めた。 強盗集団、 発現した青少年犯 っ た集団 乜 乜 セ ント Ŧi. の青少年か ントー ント の パ 青 を占めた。 の は 九八六年 増えてきた。 ì 流氓集団 うち、 集団 少年 た五〇個 九〇パ セ ン らな ŀ は 犯罪は六 七二四 七月 罪 で Ī を占めた。 あ 集団 五歳以下の そのうち、 0) 乜 で 犯 いちば た集団 ント あ 罪 件調 る。 人 で 摘発 集 四 が 河 査 団 は 人 九 ප් 四 少

の

ず犯 罪集団 青少 る。 年 罪 !めて、 部 は 洍 を 犯 罪 して 田舎で犯 罪 0 五九 その 集団 罪 中 は . 六 田 Ė į 舎 パ 地 カュ Ī 3 方の安全に影響を及ぼし セ 七 ·都会にきて犯罪して、 歳以下の少年 ントを占めた。 は これら 四三人で、 絶え Ť の 犯 ኒጉ

注

目されるの

は

たくさんのところで封

建的

な

迷信

第三、

現今

犯

罪

.集団の方法が狡くなっ

てきた。

地

方

O

は二四

〇人で、

集団

メン

バ

1

総

数

の

九〇

六パ

1

乜

ン

てい

に 的 女学生に対して犯罪をし、 をする。 る青少 は な × 青 车 莎 ン と「顧問」 南 は バ 年 神 1 犯 京市で一 が 罪 の 集団 前 しゝ に る が 九八六年に摘発さ 祈 į |ができたことで 設けられて、 っ て、 集団の決まり 社会秩序を破壊した。 兄弟の ゎ あ ように V が る。 n せつな歌 あって、 た たなっ このよう 流 氓 て、 を 集 参 作 団 集 犯 加 ŋ 翖 は 罪 す

に

る 0 桌 犯 第 ゎ 罪 で n 集 < 調 ゎ べ 団 過 っ れ た は 去 かゝ は 原と 結 の の 新 果、 犯 現 か 罪 在 集団 ぃ 摘 青少年犯 発 特 田 だされ 質に 舎などに発展 が み た犯 'n 注 罪 な大 意し 集団 罪集 都 な 15 心した。 表 引 市 1+ に わ が れ ば 'n あ た以下 四 あ っ ならな る省 個 た が、 あ る の の 今 لح あ ļ

> 人の一 占めて、 ら出たも ほとんど学生と の 第二、 たの 六 半 初め 、歳以下 年間 のが一八二人で、 15 過 対 去の犯罪集 ての に検挙 して、 ·少年 初 犯罪者 犯 今の 犯罪者のうち、 ż の 団 B れ 青少年 たも は の の 九〇・ 総数の I である。 要な の の統計 袉 六パ 九〇 罪集団 メ 学生と途中で学校 北 ン 京市 1 バ によると、 Ŧi. セ の ì ン パ の × が 西 ŀ ì ン 前 を占 城 セ 科 <u>-</u> 区. ン を Ī め 公安 持 ŀ は た を カュ

局

して、 それ 指導して 的調査材 を研究する。 科学 人の < と同 つ 家の頭が か 目 人 いる。 々 時 の の 料から見ても、 に 犯 前 に 例 で犯 い 罪 あるように」というスロ えば 彼 犯 集団 い 罪手 ED 3 罪したも 象を与 ú は犯 ある犯罪 口もだんだん技術的 つ ね |罪手口の研究に力を注いで 全国規模でみても、 えて、 に の 対 者は会社 が、 検挙、 Ŋ 大幅に減少した。 そ で一 カュ 対 1 取締 に ガ 生 犯 12 ン なっ 以前 罪 懸 な で どの 活 命 犯 K 動 てくる。 0) 方 罪 現 よう 仕 しゝ 事 法 ζ 在 を

合に が あっ 多 か て、 っ た また、 が 今 中 の 犯 心人物が 罪 集 団 あ は つ て、 ほと 犯 h ど厳 罪 を す 密 的

少 ゎ

年

で

あ

かゝ

っ

た

団

に所属した者は二〇〇人で、

大部分は背

割 第四、

な が

組

織

てい

た。

九

年

の

前

K

は

犯

罪

集

団

は

肼

的

な

\$

の

彼らの組織からみると、

メンバ

1

九八三年以前

の犯罪集団は、

特に少年犯罪集団 は大多数が同じ町、

は

同

関係が

、ある。

とき、 責任 計 が あ 画 る が あるし、 各犯 罪 準 者 備もある。 の犯罪行動 また、 が犯罪結果と因果 それ ぞ れ 自分

じ村、 緒に食事したとか、 みると、 幼年のときから大人になるまで仲良しで、彼らの組 同じ学校、 般的に、 同じ会社のもので、 比較的簡単なのである。 緒に 遊んだとか、こういうし 年齢の差もな つまり、 かた 織 を

っ

た。

自由に 自分の保護のために、 くて、 組織をつくり、 摩擦がある。 秘密を守る措置、 人の目の前で犯罪をしなくなっ 参加したり、 やたらにメンバーを募集することをしな 一九八三年以降、 撤退したりして、 活動 集団を設立したときにまず安全措 の 決まり、 いくつか た。 集団の中にも矛盾 紀律などを決定 犯罪 の犯罪 集団 集団 者 Ų は は

Þ

も

解散する。

このよう集団は活動が公開で、

メンバ

1 ġ

一九八三年前、

たくさんの犯罪集団

が侵害した法益

範

囲は広くて、

複雑であり、

犯

罪活動も多様であっ

で犯罪集団になり、

犯

罪が

終わるのにつれて、

犯罪

集団

集団者の間に分業と協力をよくさせる。

少年犯罪集団

集中させなけれ

をする。

最近も、

組

繈

が

ある少年犯罪集団

「もできた。 罪集団のま

盲目的

門に外国、

あるいは解放前の犯

ね の

ゎ

罪集団も ンコンと外国の犯罪集団と聯絡をとっ 注意しなければならないのは、 密な組織もある。 んの犯罪集団は固定のメンバ 7 きたのである。 実際のところ、 中国の犯罪集団を利用して犯罪をすることに 犯罪活動も計画とお ある犯罪 部 の 時 集団 ì 的 がい は なものを除いて、 ある青少年 普通 るばかりでなく、 てい りにやる。 の 犯罪 ・ 犯罪 た。 者 集団は からな 海 外 特別 たく の 秘 な 犯 っ ホ

犯罪が専門的、 第五、 犯罪 集団 職業的になってきた。 の類型 からみると、 九八三年 以降 の

られ 組織になってきたという特色をもの 変化は、 犯 た。 る。 『罪集団がこのように専門 そこで、 こういう特色が社会にとっては大きな驚きにな ゎ が国の犯罪集団が職業的 ばならないであろう。 われ われ はこの 化 ような点 職業化してきた。 が 犯罪者あるい たってい に 研 究と注 ると は この 考え 意 犯

な現象 が を呈するに至 国 の 青 少年 犯 罪が っ たかは、 なぜこのように 社会原因から見ると、 注 目 され よう 文

期 とに 理 が べだい V が あ あ 人とか不良環境などの影響で、 好きだが、 まだ知識 る。 る からこそ、 青少年自 を身につ 法律意識 身 ややもすると何 の原因から見ると、 ける時期で、 がない。 この 犯罪道には 人 友達をつくること かゝ が 時期の特 青少年 緒 いりや に活動 -は成長 殊な心 Ĵ す

化

大革

-命 の

ある悪

い思想が青少年犯罪

が問題

に反

映したこ

違い

団犯罪 象は、 の をさがして、 の しっ `合う人と犯罪集団をつくることが 青少年犯罪は 青少年が 五〇年代、 が主要な仕 何 自分の欲望を満足させるため み かこまっ 六○年代に少なかったのである。 方になっ h な個 人的に たことにぶ た。 やっ 集団犯罪は である。 た っ か の で 0 ある。 に、 た 人が多くて、 このような現 5 自分の気 仲良 今 は集 当時 し

手口 個 務にな 団 人犯 E 対 が残忍である。 「罪よりもっとひどい。このような状況で、 して取締 た を強化するのは、 だ か ら青少年犯罪 今も私たちの重要 集団 込は、 か 犯 って な任 罪 集 の

O ると考えられる。 重 以 Ĺ 一要な社会問題になっ 分析と研究から、 すなわち、 た。 以下のようなことが 青少年犯罪は \$ ゎ れ ゎ ゎ れ が の 方法 国 明 の 確 とな が 間 っ

> あって、 ある。 各方面 綜合整理の各措置をとることによって、 青少年に対してよく教育して、 政法などの部門や青年団と組合で協力して、分担して、(2) であり、 や減少などもできない。 á で、 青少年犯罪 [の人びとを動員して全社会の綜合整理をすること ある部門や 措置 政府 これによってこそ、 の統 がよくない がは多種 一つの措置などだけ 的 指導の下で、 の 類の原因からなっ このことの基本 であ いい効果 予防を主な内容としての れ ば 宣伝、 青少年 では足りないの が きっといい 的 生じてくるの 教育、文化、 方法 た社会現象で 犯 は社 罪 の ,結果 会 予 防 ഗ

あ

1 刑 を指している。 り早く刑事犯を処罰せよ」という意味 ٠ 一九八三年に「依法従重従快打撃刑事犯」 事犯罪にひどい打撃を加えた」と 1 ンが行なわ (村井) れ た。 これ は 「法律に基づい は で ح あ の てより重 というキ ここに は

を収められると私は思う。

ここに「政法」とは治安と司法 裁判および行刑の諸活動を指している。 のことで、 具体的に

2

(北京大学教授) (村井)

55